

せたな町脱炭素化推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の住宅等に太陽光発電システム等を設置する者に対し、補助金を交付することにより、地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及と温室効果ガスの排出抑制等、地球温暖化防止対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する発電システムで、太陽電池モジュール、接続箱、直流・交流側開閉器、パワーコンディショナー等で構成されたものをいう。
- (2) 定置用蓄電池 蓄電池部が、リチウムイオンが電極間を移動しておこる酸化還元反応により発生する電氣的エネルギーを供給する充電式のリチウムイオン蓄電池であり、太陽光発電システムと常時接続し、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているものをいう。
- (3) エネルギーマネジメントシステム エネルギーの使用状況を把握、管理、制御してエネルギー効率の最適化を図るものをいう。
- (4) 住宅等 住宅、店舗、事務所及びこれらに類する建物並びに付帯する施設（建設予定を含む。）であって、町内に存するものをいう。

(対象機器等)

第3条 補助金の交付対象となる機器等（以下「対象機器等」という。）、規格要件及び対象経費については、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、対象機器等ごとに別表第1に掲げるものとし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすこと。
 - ア 個人の場合 自己が所有する土地及び物件であり、本町に住所を有する者（第11条に規定する事業完了届を提出するときまでに本町に住所を有する予定の者を含む。）
 - イ 事業者の場合 本町に住所を有し、個人事業主又は法人が所有する土地及び物件であって、申請時に町内において原則として1年以上引き続き同一の事業を経営する者

- (2) 申請者が個人の場合、当該個人及びその者と同一世帯に属する者すべて、事業者にあつては、当該事業者（個人事業主の場合は、当該事業主及びその者と同一世帯に属するすべて）が申請時、せたな町町税等の滞納に対する行政サービス制限措置に関する条例（平成21年せたな町条例第5号）第6条による制限措置を受けていないこと。
- (3) 申請者が対象機器等を導入した住宅等に入居すること、又は住宅等を利用して事業活動を行うこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。
- (6) 過去に同一の対象機器等を設置するための町の補助金の交付を受けたことがないこと。

（補助金の額等）

第5条 補助金は、別表第1により算出した額とし、予算の範囲内で交付する。

- 2 同一の対象機器等に対する補助金の交付は、個人又は個人事業主の場合は同一人につき1回限りとし、法人の場合は同一企業全体につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、せたな町脱炭素化推進補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第2に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項により補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請者に対し、せたな町脱炭素化推進補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 3 前項の規定により補助金の交付決定を受け設置した対象機器等は、法定耐用年数（太陽光発電システム：17年、定置用蓄電池：6年、エネルギーマネジメントシステム：5年）を経過するまでの間、この補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃止し、貸付、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を受けたときはこの限りでない。

（補助事業の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付の決定を受けた脱炭素化推進事業（以下「補助事業」という。）の申請内容を変更又は中止若しくは廃止（以下「変更等」という。）しようとするときは、理由を付して町

長の承認を受けなければならない。

2 申請者は、補助事業の変更をしようとするときは、せたな町脱炭素化推進補助金交付事業変更承認申請書（様式第4号）に変更内容が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 申請者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、せたな町脱炭素化推進補助金交付事業中止・廃止承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等承認）

第9条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、変更等の承認の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項による補助事業の変更を承認、又は不承認とするときは、当該申請者に対し、せたな町脱炭素化推進補助金交付事業変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項による補助事業の中止・廃止を承認するときは、当該申請者に対し、せたな町脱炭素化推進補助金交付事業中止・廃止承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（設置工事の開始）

第10条 設置工事の開始日は、補助金の交付対象となる全部又は一部の工事に着手した日とし、当該開始日は、第7条第2項の通知による交付決定日以降でなければならない。

（完了の届出）

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかにせたな町脱炭素化推進補助金交付事業完了届（様式第8号）に別表第2に掲げる書類を添えて、届け出なければならない。

（完了検査）

第12条 町長は、前条の規定に基づく届出を受理したときは、速やかに当該補助事業について職員に実地検査をさせ、当該届出に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容に適合するものであるかどうかを審査し、せたな町脱炭素化推進補助金交付事業完了検査調書（様式第9号）に記録するものとする。ただし、町長が実地検査の必要がないと認められるときは、実地検査を省略することができる。

（補助金の額の確定及び交付）

第13条 町長は、前条に規定する完了検査の結果、補助金の交付の決定内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、申請者に対し、せたな町脱炭素化推進補助金確定通知書（様式第10号）により通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の取消等）

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 町長は、助成金の交付の決定を取り消したときは、せたな町脱炭素化推進補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

2 町長は、補助金の返還を命ずるときは、せたな町脱炭素化推進補助金返還命令通知書（様式第12号）により通知するものとする。

3 前項の規定により、補助金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に補助金を返還しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年10月20日から施行する。

別表第1（第3条—第5条関係）

| 対象機器等及び対象経費 | 補助対象者 | 規格要件等 | 補助金の算定 | 補助限度額 |
|---|----------------|--|---|------------------------|
| <p>太陽光発電システム</p> <p>【対象経費】</p> <p>太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流・交流側開閉器、電力変換装置（パワーコンディショナー等）、保護装置設置費、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具、省エネナビ及びそれらの施工に要する経費（消費税は含まない。）</p> | <p>個人又は事業者</p> | <p>次の各号のいずれの要件も満たすもの</p> <p>(1) 低圧配電線と逆潮流有りで連携し、電力会社と電力需給契約を結ぶもの。（自家使用を超える余剰電力を電力会社に売電することができるシステムのもの）</p> <p>(2) 太陽電池モジュールの最大出力が10kW未満（事業者50kW未満）のもの</p> <p>(3) 発電量を記録できる装置（モニター等）が設置されているもの</p> <p>(4) 未使用品のもの</p> | <p>1kWあたり10万円※太陽電池モジュールの公称最大出力に1kW当たり10万円を乗じた額。</p> | <p>100万円（事業者200万円）</p> |
| <p>定置用蓄電池</p> <p>【対象経費】</p> <p>蓄電池本体、電力変換装置（パワーコンディショナー等）、配線、配線器具、そ</p> | | <p>次の各号のいずれの要件も満たすもの</p> <p>(1) 常時、太陽光発電システムと接続するこ</p> | <p>工事費の1/3（1kWh当たり個人15.51万円、事業者17.6万円）</p> | <p>37万円（事業者118万円）</p> |

| | | | | |
|--|--|---|-------------------|-------------------------|
| <p>の他付属機器及びそれらの施工に要する経費（消費税は含まない。）</p> | | <p>と</p> <p>(2) 公称蓄電容量が 1 kWh 以上であること</p> <p>(3) メーカー指定の環境条件に設置すること</p> <p>(4) 未使用品のもの</p> | | |
| <p>エネルギーマネジメントシステム</p> <p>【対象経費】</p> <p>購入価格（設置にかかる工事費等に相当する額）（消費税は含まない。）</p> | | <p>次の各号のいずれの要件も満たすもの</p> <p>(1) 平時に省エネ効果が得られるとともに、熱源、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量、計測を行い、データを収集、分析、評価できる機器であること</p> <p>(2) システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な機器であること</p> <p>(3) 未使用品のもの</p> | <p>設置費の 2 / 3</p> | <p>5 万円（事業者 100 万円）</p> |

別表第2（第6条、第11条関係）

| 対象機器等 | 添付書類 | |
|---------------------------------------|---|---|
| | 交付申請時 | 完了届時 |
| 太陽光発電システム及び定置用蓄電池、エネルギーマネジメントシステム（共通） | <p>(1) 誓約書兼同意書(様式第2号)</p> <p>(2) 対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書、売買契約書、注文書、見積書又はカタログ等の写し</p> <p>(3) 対象機器等を導入しようとする住宅等の位置図</p> <p>(4) 導入する対象機器等の仕様(形状、機種、規格、性能等に係るカタログ値等)が確認でき、規格要件を満たしていることがわかるものの写し</p> <p>(5) 事業者のうち、個人事業主の場合は開業届の写し、法人の場合は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し</p> <p>(6) その他町長が必要と認める書類</p> | <p>(1) 対象機器等の購入・設置に係る領収書(対象経費の内訳が記載してあるもの)の写し</p> <p>(2) 対象機器等の設置状況写真</p> <p>(3) その他町長が必要と認める書類</p> |
| 太陽光発電システム | <p>共通の添付書類に加え、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) 太陽電池の最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値が確認できるものの写し(別途提出する機器の仕様がわか</p> | <p>共通の添付書類に加え、竣工検査の試験記録書の写し</p> |

| | | |
|--------|--|--------------------------------|
| | <p>る書類等で確認できる場合は不要)</p> <p>(2) 太陽光発電システムの設置に係る図面) 太陽光モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さがわかるもの) の写し</p> | |
| 定置用蓄電池 | <p>共通の添付書類に加え、対象機器等を設置しようとする場所がわかる図面の写し又は現況写真</p> | <p>共通の添付書類に加え、対象機器等の保証書の写し</p> |